

札幌市コミュニティ施設 Wi-Fi 利用規約

令和6年3月22日

市民文化局地域振興部区政課作成

(目的)

第1条 この規約は、区民センター、コミュニティセンター及び地区センター（以下「区民センター等」という。）の利用者の利便性向上を図るために札幌市が整備したインターネット接続環境（以下「Wi-Fi 環境」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 Wi-Fi 環境は、ソフトバンク株式会社が提供するサービス「シンプルフリーWi-Fi」による。

(利用場所及び利用時間)

第3条 Wi-Fi 環境の利用場所は、Wi-Fi 環境を利用しようとする者（以下「Wi-Fi 利用者」という。）が使用する貸室内とする。

2 Wi-Fi 環境の利用時間は、貸室の利用時間内とする。

3 前2項に定めるほか、区民センター等が必要と認めた場合にはWi-Fi 環境を提供することができるものとする。

(利用条件)

第4条 Wi-Fi 環境の利用料金は無料とする。ただし、Wi-Fi 利用者がインターネット上で利用した有料サービス等については、当該Wi-Fi 利用者が費用を負担するものとする。

2 Wi-Fi 環境を利用するための通信機器、付属機器等の設定及び操作並びにセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限等の必要な対策は、Wi-Fi 利用者が行うものとする。

(利用手続き)

第5条 Wi-Fi 環境の利用を希望するものは、利用する区民センター等に申し出るものとする。

2 区民センター等は、Wi-Fi 利用者が本利用規約に同意した場合に限りWi-Fi 環境を利用させるものとする。

3 区民センター等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、Wi-Fi 利用者がWi-Fi 環

境を利用させないものとする。

- (1) Wi-Fi 利用者が本規約に違反した場合
- (2) 前号に掲げるほか、Wi-Fi 環境の利用を認めることが不適切であると判断した場合

(機器及びパスワードの管理)

第6条 Wi-Fi 利用者が Wi-Fi 環境の利用に必要な機器を区民センター等から借り受けた場合、機器は使用目的を達成するためにのみ利用することとし、外部への持ち出しを行ってはならない。

- 2 Wi-Fi 利用者は、機器が故障した場合又は機器を破損・紛失した場合は速やかに区民センター等に報告しなければならない。
- 3 Wi-Fi 利用者は、Wi-Fi 環境のパスワードを第三者に教えてはならない。
- 4 パスワードの管理不行き届き、使用上の過誤等により生じた損害の責任は Wi-Fi 利用者が負うものとし、札幌市及び区民センター等は一切の責任を負わないものとする。

(利用履歴情報の取得及び利用目的)

第7条 札幌市及びソフトバンク株式会社は、裁判所その他公的機関から要請があった場合、両者の協議の上、Wi-Fi 環境の利用時間等の情報を利用できるものとする。

(禁止事項)

第8条 Wi-Fi 利用者は Wi-Fi 環境の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつくもしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為

- (10) 他者になりすまして Wi-Fi 環境を利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は他者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 迷惑メール（無断で他者に送信される、広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる若しくはそのおそれのある電子メールをいいます。）を送信する行為
- (13) 顧客勧誘の手段に、迷惑メールを利用する Web サイトの運営を行う行為
- (14) 他者の設備等又は「シンプルフリーWi-Fi」の設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為、又は大量のトラフィック送信を長時間継続し、ソフトバンク株式会社の設備に対して著しい負荷をかけ、「シンプルフリーWi-Fi」の安定した提供に影響を与える行為。
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む。）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) Web サイト若しくは電子メール等を利用する方法により、他者の ID 及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (22) その他、法令に違反する、もしくは違反するおそれのある行為、又は公序良俗に違反し、もしくは他者の権利を侵害すると札幌市又は区民センター等が判断した行為

（利用の中止）

第9条 区民センター等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、Wi-Fi 利用者に予告することなく Wi-Fi 環境の利用を中止できるものとする。

- (1) 保守、工事等により Wi-Fi 環境を提供できない場合で利用者に予告するいとまがな

いとき

(2) 自然災害や停電等、区民センター等が予期しない事態により、Wi-Fi 環境の運用が通常通りできなくなった場合

(3) Wi-Fi 環境に係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) 前3号に掲げるほか、運用上一時的な中断が必要と区民センター等が判断した場合

2 前項の規定による Wi-Fi 環境の利用中止により、Wi-Fi 利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、札幌市及び区民センター等は一切の責めを負わないものとする。

(免責)

第 10 条 札幌市及び区民センター等は、Wi-Fi 利用者が Wi-Fi 環境を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について一切の責めを負わない。

2 札幌市及び区民センター等は、本規約の他の条項にかかわらず、天災、事変、ネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害については、一切の賠償責任を負わない。

3 札幌市及び区民センター等は、Wi-Fi 利用者の接続機器の種類、基本ソフトウェア、各種アプリ、Web ブラウザ等によって、Wi-Fi 環境が利用できない場合であっても、一切の責めを負わない。

(法令の遵守)

第 11 条 Wi-Fi 利用者は、Wi-Fi 環境の利用に際しては「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」などの関係法令等を遵守しなければならない。

(規約の変更)

第 12 条 札幌市は、Wi-Fi 利用者の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 Wi-Fi 利用者が本規約に違反した結果、札幌市及び区民センター等が損害を被った場合、Wi-Fi 利用者がその損害を負担する。

附 則

1 この規約は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。